

## 少子化対策特別部会第4回～第7回における委員等から出された主な議論

### 1. 基本理念

- 「希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会」とともに、「すべての子どもの最善の利益を大事にする社会」という理念が重要。  
その際には、所得の多寡や、親の就労の有無や、家族形態、障害の有無・程度にかかわらず、すべての子どもの利益を考える必要がある。(第4回・吉田委員、山縣委員)
- 乳幼児期の子どもの育ちが、その後の子どもの成長に大変大きいという視点、乳幼児期への手厚いサポートが子どもや親だけでなく社会のためにもなる、未来への投資という視点を共有することが重要。(第4回・吉田委員、第7回・清原委員)
- 少子化対策は、国の一大課題。国力、国や企業の競争力につながるものであり、重要である。(第7回・福島委員)
- 少子化対策、経済成長力の確保対策、子どもや親子を支援する福祉的支援策といったそれぞれの議論の立ち位置を理解しながら議論を進める必要がある。(第4回・山縣委員)
- 利用者本位のシステムを考える上で、サービスの利用者である親とサービスの受け手である子どもの利益が必ずしも一致しない場合があることを考える必要。(第4回・大石委員、山縣委員)
- こどもの成長・発達の保障と親のライフスタイルの保障、量的な拡大と質的な確保、それぞれの視点のバランスの問題を考慮する必要。(第4回・大日向部会長)

- 保育、ファミリーサポートセンター等地域での子育て支援サービス、親の働き方の問題、児童手当、育児休業給付や妊娠・出産に関する手当も含め、トータルに、制度横断的に、子育て支援策のあり方と費用負担のあり方を考えなければならない。(第4回・小島委員)
- 事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現する必要。(重点戦略)
- 第2次ベビーブーム世代が30代半ばを迎えていること、少子化のスピードが速いということを踏まえ、足下3年間の重点的取組、大幅にスピードアップした施策展開が重要。(第4回・岩淵委員)

## 2. 働き方の見直し・・・仕事と生活の調和の推進の重要性

- こどもがきちんと育つ環境のため、親が親としての役割を果たすことができるような働き方の見直しが必須。乳幼児期の子育てを企業が応援することは、10年後、20年後を見据えた労働力確保に必ずつながる。特に0歳児の親には残業させないなど、社会的に関心を持つことが重要。(第4回・内海委員)
- 他の先進国と比べても延長保育を必要とせざるを得ない働き方を見直し、ワークライフバランスを進める必要。親とこどもの満足を増し、保育コストの増大を抑制する上でも重要。(第5回・普光院参考人)
- 若年者の非正規雇用の問題、正社員の長時間労働の問題は、少子化対策の上でも非常に重要。(第4回・宮島委員)
- 企業としては、少子化対策の中で、ワーク・ライフ・バランスの自主的な推進が大きな役割。(第4回・今井参考人)
- 病児・病後児保育を充実する一方で、こどもが病気の時には親が仕事を休めるような働き方を整えることが重要。(第6回・大日向部会長、杉山委員、宮島委員、吉田委員)

### 3. サービスの量的拡大

- 新待機児童ゼロ作戦の展開等により、保育サービス等について、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要に対応し、スピード感を持って量的拡大が必要。(第4回・岩渕委員)
  
- 現在の子育てをめぐる状況下では、現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮する必要。(重点戦略)
  
- 量的拡大には、直接契約か否かよりも参入規制の緩和の効果が大きい。現行の認可保育所制度の枠内で考えるか、発想を転換し多様な主体を前提とするかが重要。(第4回・岩村委員)
  
- 保育所に、NPO法人が参入するには、例えば、会計基準の問題等により自治体が参入を社会福祉法人に限定しているケースなど、実態上、相当のハードルがある。参入の細かな障壁、目に見えないハードルを下げ、多様な主体が、多様なサービスを提供することを通じ、質の向上を図るべきではないか。(第7回・宮島委員)
  
- 現在のような公立・社会福祉法人立中心で、果たして新待機児童ゼロ作戦の100万人規模の供給増が実現できるか。施設整備費を株式会社やNPO法人も対象にするなど供給増に向けた仕組み見直しが必要。(第4回・駒村委員、第5回・杉山委員)
  
- 「新たな公共」という観点からサービスをいかに増やしていくか。新待機児童ゼロ作戦の量の拡大をすとなると、官だけでは間に合わない。認可保育所をベースに、多様な子育てサービスをいかに充実させるか。(第7回小島委員)
  
- 保育の要件の柔軟化で需要が増える要素と、働き方の多様化により定型的な保育サービスにがっちりハマらない多様な利用

形態がどの程度見込まれるかという点を考える必要。(第4回・吉田委員)

#### 4. サービスの質の維持・向上

- 量的拡大と質の確保、子どもの発達保障と親のライフスタイルの保障とのバランスを常に考えながら議論する必要がある。(第4回・大日向部会長、第5回・大石委員、吉田委員、杉山委員、普光院参考人)
- 質の高い専門性のある保育サービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障することが重要。(第4回・吉田委員)
- アメリカにおいては、良質な保育が子どもの成長に与える効果が、10代の妊娠率やスクールドロップアウトの率など、継続的調査により具体的に実証されている。そうした継続調査は、良質な保育がもたらす外部性の評価ができ、質の確保のための基準の根拠ともなるので、是非取り組むべき。(第7回・大石委員)
- 保護者に対する支援、3歳未満児の受け入れ拡大に伴う健康・安全のきめ細かい対応、障害を持つ子ども受け入れの増加、食育の推進、幼児教育の充実等、保育所に期待されている役割の拡大に応じ、保育士の資質向上、人材育成等質の確保が求められる。(第4回・杉山委員、坂崎参考人、普光院参考人)
- 多様な主体の参入を検討するときには、質の担保が大変重要。(第4回・大日向部会長)
- 現在の第三者評価は、施設のコンサルティング的機能は果たしているが、保護者の選択に際しての判断材料としては機能していない。親子の、特に子どものための評価ができるようなインセンティブが働くような仕組みづくりが必要。また、指導監督をしっかりと行い、透明性を高め公表を徹底することも重要。(第5回・普光院参考人)
- 情報公表や第三者評価については、親の満足度では誤ったインセンティブとして働く可能性がある。子どもの発達まで含んだ

質の評価に限界があるのであれば、従事者の資格、雇用形態等のインプットを用いることも考えられる。(第7回・駒村委員)

- サービスの選択時点の情報の不完全性を補うことに加え、指導監督などサービス選択後の問題も考えなければならない。(第7回・岩村委員)
- 単にサービス利用者と提供者との関係だけでない、保護者と共に育てる関係といった保護者と保育所との連携が求められている。(第5回・普光院参考人)
- 保育所の親支援という役割を考えると、保育専門職と親が協力してサービスを改善していく部分がある。(第7回・駒村委員)
- 親は、自分の子どもにとって、どのような環境が望ましいのか一緒に考えたい、参画したいという思いを持っている。親を巻き込んでいくことで、質を上げていく大きな力になるのではないか。(第7回・宮島委員)
- 保育所に関しては、親は一方的なサービスの受け手ではなく、一緒につくるもの。(第7回・杉山委員)
- 保育は保育士が担い、質を上げていく必要。子育て経験のある者が少し研修を受ければ保育士の代わりができるというものではない。(第4回・内海委員)
- 虐待や不適切な保育と言った保護者の知り得ない「隠された行動」の問題もあり、訓練を受けた高い専門職の配置が必要。(第7回・駒村委員)
- 保育士の非正規化が進みパートの保育士が多くなりすぎることは、こどもの情緒の安定の観点からも問題。(第5回・普光院参考人)

- 保育士の多忙さや処遇の悪さにより、将来的に優れた人材確保が困難になるのではないかと懸念。(第5回・普光院参考人、坂崎参考人)
- 保育士は、数としては相当数養成されている。介護のような労働条件の悪化の末に外国人労働力を活用せざるを得ないような状況にならないような議論をしたい。(第4回・山縣委員)
- 随分前から変わっていない0～3歳児あたりの保育士の配置基準をどう考えていくか重要。また、看護師、栄養士、障害児対応の方々、子育て支援対応の方々など専門的な職員の配置も重要。(第5回・坂崎参考人)
- 児童福祉法の体系の中で保育時間が8時間とされていても、11時間の開所が求められ、保護者のほとんどは11時間を期待している。11時間開所、週5日稼働を基準とするのであれば、それに見合った職員配置をする必要がある。人格形成期の子どもが、保育士に話しかけても応えてもらえない、泣いても抱っこしてもらえない、口を開ければ給食をどんどん詰め込まれるような状況が発生することがないように、保育現場にきちんとした職員配置が必要。(第5回・普光院参考人、坂崎参考人、内海委員)
- 民間保育所の運営費の積算が、7年程度の在職年数を前提にしており、高い在職年数の職員に対応できない構造になっていることも、民間保育所の経営を圧迫し、また、保育士の非正規化を加速させている要因ではないか。(第5回・吉田委員、山縣委員、清原委員)
- 事業者が職員配置や職員の処遇を良くすれば、良い収入が得られるような報酬による質の向上のインセンティブ付与が必要。(第7回・駒村委員)
- 良質なサービスに対して、良い報酬によりインセンティブを持たせることが必要だが、価格の上昇は応益負担であれば利用者負担に影響し、また、その利用者負担について低所得層に高額サービス費等で支援すれば公費が大きく増加する。それをどう

コントロールし、整理するか。(第7回・岩村委員)

- 親の立場からは、認可保育所に入れれば非常に良いが、入れないと良くない、という状況は不安が大きい。無認可も含めて全体の質を上げていくということを前提に考える必要がある。(第5回・宮島委員)
- 東京都の認証保育所にも、人件費や応諾義務など、きちんと手当していけば、認可保育所とあまり変わらないものになっていくのではないかと。認証保育所が認可保育所になれるような形を考えていくべき。(第5回・普光院参考人)
- 認可保育所よりも、認証保育所の方に株式会社参入が進んだのは、補助金と利用料をどのように処分しても構わないという点があり、これで適正な保育水準が保たれるかという問題がある。(第5回・普光院参考人)
- 認可外でも質の高いところが参入でき、意欲がなく問題がある既存事業者があった場合は、それと入れ替わるような、認可業務の透明性を高めるべき。(第5回・普光院参考人)

## 5. 財源・費用負担

### 《財源投入の必要性》

- 未来への投資という考え方の下、次世代育成支援の分野に対する財源投入のパイそのものの大きな拡大が必要。(第6回吉田委員、第5回、第6回内海委員)
- 次世代育成支援の分野に対する公的支出の対GDP比が先進国に比べて低い現状を踏まえ、社会全体による支え合いを進めることが必要。(第6回杉山委員)

### 《社会全体による費用負担》

- 次世代育成支援の費用負担について、国、地方自治体、事業主、利用者がどのように負担を分担していくかは重要な議論。まず、次世代育成支援の費用負担に関する基本的考え方について、現状の見える化とこれからの方向について整理すべき。その際、国民に開かれた形での議論が重要。(第6回・福島委員、大日向部会長・第7回飯泉委員)
- フランスの家族手当金庫などを参考に、「子育て基金」を設け、そこに財源を集中するなど、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせも含め、大胆に考えていかなければならない。(第6回・小島委員)
- サービス量を増やす必要があり、財源確保が必要。その場合、各方面への負担を求めることが必要。(第7回・岩村委員)
- どういう位置づけで保育システムを考え、また各サービスに何を期待するのかによって、それと統合的な財源制度を考えなければならない。従来は「保育に欠ける」児童に対する公費の措置ということがセットになっていたが、今後の新しい保育サービスが将来への投資という意味を含んでくるなら、普遍的な意味が出てくるし、両立支援ということなら、最終的な受益者が誰なのかということも異なってくる。(第6回・駒村委員)
- 保育サービスは、両立支援策としての意義、子どもの可能性の拡大といった人的資本への投資としての意義、将来の社会政策の対象となる事象を減らす意義があり、外部性があるサービスである。(第7回・駒村委員)
- 役割が変わるものと、変わらないものがあるが、国、地方公共団体、事業主、国民の新しい今後の役割を考え、その役割に費用負担は連動して考えていくべきもの。この点について、踏み込んだ整理をすべき。事業者の役割は、仕事と生活の調和を自主的に図るところにあると考える。(第7回・福島委員)
- 次世代育成支援の目標は、両立支援と子どもに対する良好な育成環境の保障の2つがあり、財源は、そうした目的・受益と関連すべき。保険料を除いて考えれば、公費、目的税、拠出金が対応する。(第7回・駒村委員)



- 費用負担を考えるに当たって、次世代育成支援が、将来の労働力となる子どもの健全育成という側面を有することを考える必要。(第7回・清原委員)
- 市町村の自主的取組を最大限尊重しつつも、国全体で重層的な費用負担を行うという点が重要。(第7回・清原委員)
- 必要な費用負担のあり方については、政府・与党における税制改革の動向を十分見据えた議論が必要。  
事業主負担と公費負担の話に関連して、企業はすでに諸外国より高い法人課税を負担していることも考慮する必要がある。  
少子化対策の財源を考える際には、現役世代や企業に費用負担が偏る仕組みではなく、高齢者も含めあらゆる世代が広く公平に負担を分かち合うことができ、経済動向にも左右されにくい安定的財源を確保していくという方向性の共通認識を持つべき。  
(第4回・今井参考人)
- 保育所は、仕事と家庭の両立に貢献するととても大事な機関であり、その運営費には事業主負担が入ってもよいのではないか。  
(第6回・杉山委員)
- 延長保育や病児・病後児保育については、企業の事情による面もあり、事業主負担があっても良いのではないか。(第7回・杉山委員)
- 現在の保育は、「保育に欠ける」子どもの措置からスタートしているので公費で見ているが、事業主負担の投入を考えた場合には、「保育に欠ける」という考え方を検討する必要があるのではないか。(第6回・小島委員)
- 一時預かり、相談事業等のサービスの拡充といった保育所の機能の変化等を踏まえ、費用負担について改めて適正な考え方を整理する時期にある。(第6回・清原委員)
- 保育所に入所できなかった場合に、育児休業は1歳半まで延長ができ、その場合は育児休業給付が行われるが、本来対応

すべき保育サービスが提供できていないことによるので、財源面からも整合性を図るべき。(第6回・佐藤委員)

- 単に財源構成の見直しや拡充というだけでは不十分で、どうすれば各地域が自主的に取り組めるようになるのかという視点が欠かせない。  
また、各種保育、放課後児童クラブ等の児童育成事業のあり方を見直すべき。(第5回・今井参考人)
- 事業主負担が投入されている給付を見ると、利用者が被用者に限らないものもあり、逆に、事業主負担が全く入っていないものもあるが、考え方も含め整理すべき。(第6回・佐藤委員)
- 新待機児童ゼロ作戦を国を挙げて推進していくからには、家庭的保育事業や放課後児童クラブに対して、国(一般財源)が負担していくべきではないか。(第7回・杉山委員)
- 次世代育成支援の分野に対して、税だけでなく、例えばNPOに対する寄付を促進する仕組みを導入することが考えられる。  
(第4回・飯泉委員・第7回飯泉委員)

### 《地方財政》

- 保育所をはじめ子育て支援サービスは市町村が担っているが、市町村財政はもはや限界。今後どのように市町村負担の軽減を図りつつ、サービス水準を上げるかを考えなければならない。(第4回・飯泉委員、第5回・坂崎参考人)
- 延長保育、病児保育、在宅の子育て支援等、市町村の行う子育て支援サービスの多様化を保障する総合的で柔軟な財政的措置の拡充が重要。(第5回・清原委員)

### 《公立保育所の一般財源化》

- 三位一体改革による公立保育園の一般財源化により、保育に財源を確保しにくくなっており、保育材料費削減、職員の非正規化、保育料の引き上げなどにつながっている。公立保育所の一般財源化の影響について、検証が必要。(第5回・杉山委員、普光院参考人)
- 既に一般財源化してしまったからこれで良いということではなく、あらためて考え直して見る必要がある。(第7回・杉山委員)
- 地方が一般財源化を求めるのは、補助金の使い勝手が悪く、地方の創意工夫がしにくいことが背景にある。一方で、地域間であまりに格差が開いてしまうこと自体は問題であり、国の役割をどこにおくかが問題。(第7回・岩村委員)
- 公立保育園の運営経費は義務的経費であり、子育てに必要な公の経費であるという共通認識が必要。次世代育成支援に関しては、他制度に比べ、国の負担割合が低いが、税財源の委譲も含め、国が次世代育成支援の分野について適正な配分をしていくべき。(第5回、第6回・清原委員)
- 都市部と地方だけでなく、都市部においても格差が生じている。それらを軽減し、なくしていく検討が必要。障害児保育についても、交付団体と不交付団体とで差が出てきている。(第5回・清原委員)
- 公立保育所の一般財源化により、公設民営化の方向があるが、質の担保に向けた質のガイドラインの共有化が必要。(第5回・清原委員)
- 制度レベルの問題か、運用レベルの問題か、仕分けをする必要がある。公立幼稚園は、もともと一般財源であるが、公立保育所と同じような道を進んでいるわけではない。(第5回・吉田委員)
- (公立保育所の施設整備費の一般財源化に関して)今後老朽化・耐震化も考えると、ハード面に関して、全く支援しないということの良いのか。(第5回・清原委員)

### 《利用者負担》

- 保育で利用者負担が全体のどの程度を構成していくかは重要な課題。(第6回・福島委員)
- 保育料の設定のあり方は、待機児童の解消との関係でも重要な要素である。(第4回・大石委員)
- 所得に応じた保育料等、低所得層、中間層が安心して利用できる利用料体系が重要。(第5回・普光院参考人)
- 就労意欲を減退させてしまう効果を勘案し、保育料での所得再分配は行わず、原則、応益負担としながら、低所得者については公費による保育料減免等を考えるべきではないか。(第7回・駒村委員)
- 定められた利用者負担の引き下げは、過大な競争により質の悪化につながるのを認めるべきでないが、上乘せ・横出しサービスの場合に追加的負担を徴収することを自由に認めることは、「混合診療」の問題に留意しつつ、検討してもよいのではないか。(第7回・駒村委員)

## 6. 給付・サービス

### 《保育のサービス提供システムの検討》

- 地域によって、「保育に欠ける」とされる要件が異なるのは、公平性を欠く。(第5回・吉田委員)
- 従来の公的な規制の強い仕組みを見直し、利用者の選択を可能としていくために、完全な市場メカニズムとは別個の、準市場という考えで、インセンティブを導入していくことが重要。(第7回・駒村委員)
- サービスの「普遍的」な提供の検討のためには、「保育に欠ける」要件の見直しについても、踏み込んだ議論が必要。(第4回・今井参考人)

- 財源確保のためにも、「保育に欠ける」要件について、理念的に整理する必要がある。(第7回・大日向部会長)
- 保育に欠ける要件の見直しは15年前から議論はされてきたが、なかなか実現できない。財政的な問題以外に、理論的な問題はないか。(第7回・岩淵委員)
- 「保育に欠ける」要件を見直し、普遍的に両立支援や子どもの発達上の必要性から利用必要性を評価する基準を導入する方向性が考えられる。その場合、利用者選択を実効あらしめるためには、十分なサービス量の確保が前提となる。(第7回・駒村委員)
- 「保育に欠ける」要件について、公的介入をする最後の砦のような位置付けではなく、より普遍的な方向で組み変えていくべき。(第7回・大石委員)
- (「保育に欠ける」要件を定めている児童福祉法第24条の見直しをする場合)措置的の部分を残さなくて良いか。両立支援系のサービスを括りだして、福祉と別の体系として分けることも考えられる。
- 直接契約やバウチャー制度の導入の是非を論ずるには、その前提として親が保育を選べるように量的な拡大が必須。(第4回・大日向部会長)
- 量的拡充がなされれば、利用者選択を組み込むことができるのではないか。(第7回・駒村委員)
- 保育サービスは、純粋なマーケットメカニズムで良いという議論ではない。供給拡大を現在と違うシステムで考える際には以下のような留意点がある。
  - ①利用者負担のあり方(応益・応能)、②選択を認める場合、情報開示のあり方、③「質」の定義(満足度なのか、資格保有

なのか等)、④どの程度自由な価格設定を認めるか、⑤サービス供給者側の人材育成のインセンティブをどのように組み込むか、⑥親と子の利益が相反する場合のセーフティネット(第4回・駒村委員)

- ルール作りの前提として、パブリックの概念(公的な概念)を整理する必要。例えば、未来への投資、ソーシャル・インクルージョン、ウェルビーイングといった考え方。(第7回・吉田委員)
- 保育サービスの枠組みについて、公立・私立、幼・保、認可・認可外、施設・非施設、保育・子育て支援、定型・非定型といった図式についてかなり変わってきていることも踏まえ、トータルで考える必要がある。(第5回・吉田委員)
- 虐待の増加等で保育所が親の子育て支援をして行かなくてはならない状況、発達障害やアレルギーのこどもや一人親家庭の支援など、単に保護者のサービスに応える商業的サービスではカバーできない部分があり、子どもの最善の利益の追求をミッションとした、ある程度公共性を持った事業として位置づける必要。(第5回・普光院参考人)
- 保育料や困難家庭の入園などについて、子どもの平等やセーフティネットのあり方を配慮した制度を維持する必要がある。(第5回・普光院参考人)
- 直接契約等利用者の選択についての議論に際しては、保育の必要性が高い子どもの利用が排除されないことや、財源の確保、需給のバランスの確保、保育環境の改善を前提として、その可否について検討すべき。(第5回・坂崎参考人)
- 契約制の可否の問題は、一番大事なものは、セーフティネットをどうつくるかであり、逆選択が起きないように応諾義務を課す、措置を一部残すなど、制度設計でかなりカバーできる部分がある。現行でも、延長保育は直接契約であり、私的契約児の存在もある。そうしたことも考えて契約制の問題を考えるべき。(第5回吉田委員・第7回・駒村委員)
- 直接契約を導入する場合には、親と子の利益が必ずしも一致しない場合について、公的な基準の設定等の対応が必要。こ

の場合、無認可保育所も含めて考える必要。(第7回・岩村委員)

- 直接契約の導入をする場合は、消費者である子どもと、購入者である親が別であり、親は基本的に子どものために選択するが、無理な長時間保育など親の都合による利害の不一致もあり得、一定の公的関与の余地が必要ではないか。(第7回・駒村委員)

### 《地域間格差》

- 地域特性に応じた柔軟な取組を市町村が行うことは当然だが、サービスの質や内容に地域格差が生じてはならない。(第5回・清原委員)
- 地域特性に応じた取組をしつつも、標準的な目標や水準は共有されなければならない。例えば、妊婦健診の公費助成について、ある市町村は10回保障されるのに、ある市町村は3回ということが、同じ命を預かる取組みとして本当に望ましいことなのか考える必要がある。(第7回・清原委員)
- 都市部と地方だけでなく、都市部においても格差が生じている。それらを軽減し、なくしていく検討が必要。障害児保育についても、交付団体と不交付団体とで差が出てきている。(第5回・清原委員)
- 待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中保育機能をやっとな維持している地域あるいは若者が減る一方で少子化対策が必要な地域とでは、保育の問題の質や取り組む内容そのものが異なる。過疎地域の保育充実のためにも、最低基準の維持、財源の確保が必要。(第5回・坂崎参考人、杉山委員)
- 地方では、保育所の20人定員すら満たせないような所も次々と出てきている。延長保育等も含め過疎地域に関しては、人数以外の基準を例外的に設けざるを得ないのではないか。(第5回・山縣委員)

- 待機児童どころか、基本的な生活基盤自体が失われつつある、限界集落のようなところの子どもや親子への支援も必要。  
(第4回・山縣委員)

### 《給付・サービスの具体論》

- 親が子育てに喜びを見出し、親としての役割を果たしていけるためにも、社会や地域全体で子育てを支えるマインドとシステムの整備が大切。就労の有無や就業形態にかかわらず、一時保育を保障し、親の子育てにゆとりを持たせることが重要。(第4回・大日向部会長)
- 育児休業の取得を促進していくことを考えた場合、非常にコストが高く、公費負担が8割もなされている0歳児保育について、そのお金を、育児休業の給付率の引き上げに充てるなど、利用者負担のあり方を検討する必要。(第6回・杉山委員)
- 育児休業の取得状況等に対して、税制優遇(減税)でインセンティブを持たせることを考えてはどうか。(第4回・飯泉委員)
- 事業所内保育施設の位置付け、インセンティブのあり方などについても、新たな枠組みの中で、併せて検討する必要がある。  
(第5回・今井参考人)
- 家庭的保育事業について、今後保育の一つの柱として独立させてはどうか。(第5回・杉山委員)
- 認可保育所と保育ママの中間の良質な小規模保育を制度化して、特に低年齢児の待機児童対策に取り入れていけないか。  
(第5回・普光院参考人)
- ファミリーサポートセンターにおいて、子育てが終わり余力を子育てに向けたいという意欲を持つ高齢者を活用するなど、地域の高齢者の活用を制度の中に取り込むことが重要。(第4回・飯泉委員・第7回・飯泉委員)



- 子育て支援のサービスをコーディネートする助言者が必要ではないか。(第6回・杉山委員)
- 虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。(重点戦略)

### 《幼保等施策間の連携》

- 教育分野との連携が必要。出産を控える理由の一つに、教育費負担や、「小1の壁」による支援の落差がある。(第4回・宮島委員)
- 幼稚園と保育所の連携、整合性、建設的一本化等、就学前の施策のあり方全般の議論が必要。(第4回山縣委員、第5回・宮島委員、第6回内海委員)
- 幼稚園と保育園の地域偏在がかなりあるので、トレードオフの問題も考える必要。(第5回・吉田委員)
- 認定こども園について、幼稚園型、保育園型、地方裁量型に対する支援のあり方の検討が必要。(第5回・宮島委員)
- 認定こども園について、幼稚園型の3歳未満児保育は、認可外と同じ状態であり、地方裁量型は認定の基準すらない。認定こども園という看板は、保護者や子どもに対して、何を保障しているのか考える必要。(第5回・普光院参考人)
- 認定こども園について、都道府県レベルだけでなく、市町村レベルで関わっていけるよう考えることが必要。(第5回・山縣委員)
- 民間幼稚園は、70～80%が夏休みも17時位まで預かり保育をやっている。この部分の取組の評価を踏まえていくと、認定

こども園の進め方も変わってくるのではないか。(第5回・山縣委員)

○ 預かり保育には多様な形があり、就労支援に非常に近づいたものもあれば、そうでないものもある。(第6回・山縣委員)

○ 預かり保育の内容について、人員配置も含め質の充実を図っていく必要があるのではないか。(第6回・杉山委員、吉田委員)

### 《病児・病後児保育》

○ 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、休みたくても休めないときなど、病児保育は働く母親にとって本当に重要であり、拡充が必要。

施設型だけでは需要の変動に上手く対応できない側面もあるので、派遣型も組み合わせて考えていけば良いのではないか。  
(第6回・宮島委員)

○ 病児・病後児保育や一時預かりなどについては、何を専門職に委ね、何をNPO等の地域の支え合い活動に委ねるか等、質の確保、安全性等の観点から十分な議論が必要ではないか。(第5回、第6回・杉山委員)

○ 病児・病後児保育について、子育ていったん現場を離れた女性医師に担い手として活躍してもらうことも有効ではないか。(第7回・飯泉委員)

### 《育児休業給付、児童手当と税制等》

○ 育児休業制度について、とりやすい環境作り、制度の周知が重要。(第6回・佐藤委員、内海委員)

- 現金給付よりも、現物サービスの拡充の方が緊急性が高く、優先されるべきという点についてだが、現金給付については、育児休業の取得促進には育児休業給付が大変重要であることに留意する必要がある。(第7回・小島委員)
- 育児休業中の所得保障は非常に大事である一方、休業の取得促進と保険原理との関係、短時間勤務の際の所得保障の取扱い等整理が必要な課題もある。(第6回・佐藤委員)
- 育児休業期間中には社会保険料免除があるのに対し、産前・産後休業中に社会保険料免除がないことについて、施策間の整合性の問題があるのではないか。(第6回・佐藤委員)
- 児童手当等をもし引き上げるのであれば、扶養控除の見直しを財源として活用することもポイントではないか。扶養控除については、税額控除とすれば低所得層により効果が出てくるし、さらに現金給付にすれば、もっと効果が出てくるのではないか。(第6回・小島委員)

## 7. 多様な主体の参画・協働

- 地域の企業、子育て支援組織等、多様な主体の参画・協働といった視点が重要。(第4回・飯泉委員)
- 地域の高齢者や、子育てでいったん現場を離れた女性医師、我が国で成熟してきたNPO等など、まだまだ有効に活用されていない地域資源があるのではないか。(第7回・飯泉委員)
- 「公」＝「官」ではなく、成熟した「民」にも担っていただくことが求められている。(第7回・飯泉委員)
- ファミリー・サポート・センターのような地域が担うことがなじむ分野でも、行政と半公的な社会福祉協議会が大半を占めている。参入の細かな障壁、目に見えないハードルを下げて、多様な主体が、多様なサービスを提供することを通じ、質の向上を図

るべきではないか。(第7回・宮島委員)

- 協働の事例について情報共有を図り、まだ協働が進められていない地域の呼び水とするような、積極的な情報収集・情報提供を国・地方公共団体でさらに進めていくべき。(第6回・清原委員)
- 地域における子育て支援においては、「親を単なる支援の受け手にしない」、「相互支援・地域の支え合いの視点」が重要。(第5回・杉山委員)
- ある自治体で、病後児保育ゼロを目指すとの発想で、地域の企業とタイアップして親が家庭で面倒を見られるようにする取組があるなど、政策の多様性と組み合わせ等の視点が重要。(第6回・吉田委員)
- 保育等の両立支援だけでなく、地域で子育てをしている人への声掛けなど、育児の不安を緩和するなどの地域での各種取組も重要。(第4回・吉田委員)
- イギリスの「シュアスタート」の例のように、子育て支援は、子どもや家族だけではなく、地域住民や地域活性化という視点も重要。(第7回・吉田委員)

## 8. その他

- 非正規から正規への移行は現実的には困難が多い。非正規カップルでも、家族を持てるような家族政策・所得保障政策が必要。(第4回・駒村委員)
- 少子化対策は、出会いの問題、結婚の問題(若年雇用)、子育て環境の3つのフェーズで捉えるべき。(第4回・飯泉委員)